資料３－１

議題３　都市公園内のキッチンカー（物販等）の出店許可について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）ｲﾍﾞﾝﾄ以外でのｷｯﾁﾝｶｰ（物販等）の許可の有無	許可している場合		許可していない場合
		その根拠	許可条件	その理由
名古屋市	許可している	以下の場合にキッチンカーを許可している。 ・行為許可／占用許可：『イベントに付随』して飲食物販の提供を行うもの（コンサート参加者のためのキッチンカー等） ・行為許可：キッチンカー自体が『賑わいの創出』に繋がる、それ自体イベント足りうるもの（ラーメン屋が集まったラーメン祭り等） ・設置許可：『便益施設』として（指定管理者や公募営業施設運営者が、繁忙時に不足する売店を補うもの等） ・設置許可／占用許可：その他、公園『利活用・魅力向上』のための社会実験として ※上記に該当しない、単に1台唐揚げ屋を出したい等のものは不可。 ※名古屋市は、行商禁止の条例を改正し、物販を許可行為と位置付けました（R5.4.1施行）	・販売品目は都市公園内の施設としてふさわしいものとし、適正な価格を明示して販売しなければならない。 ・販売品目を追加し、又は変更しようとするときは、事前に公園管理者と協議すること。 ・販売品は、許可された売店内に陳列し、それ以外の箇所には陳列しないこと。 ・許可施設の設置場所及びその周辺を常に清潔に保ち、清掃するとともに、保健衛生関係法令等を遵守し、関係機関の指導に従うこと。 等を一般の許可条件に加えて付す。	
豊橋市	許可している	市内の都市公園をより魅力あるにぎわい空間とするため、公園利用者の利便性や快適性を高める新たな公共サービスの創出を目指す目的で、社会実証実験で実施している。（令和3年度より）	ア．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者 イ．豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらに密接な関係を有しない者 ウ．市税を滞納していない者 エ．自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可および資格を有している者 オ．生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者 カ．使用するキッチンカーは、出店者が所有権を有している者（ただし、法人が使用者名義の場合、雇用関係が証明できる場合は、この限りではない。） キ．個人においては住所、団体においては所在地が愛知県である者	
岡崎市	許可している	岡崎市都市公園条例に基づく行商行為として許可している。	すべての公園で行商行為を許可しているわけではなく、行商行為が可能な公園を限定している。	
一宮市	許可していない			キッチンカーの出店については、一宮市の都市公園条例における「行商その他これらに類する行為」に該当し、許可を受けなければならない行為としています。 現時点では、イベント時での許可事例しかありませんが、公園本来の機能の確保や公園利用者の利用の妨げとならないなど、一定の要件を満たす公園等については、要綱などを整理すれば許可可能と考えます。
瀬戸市	許可している	イベントでのキッチンカーの出店に係るものしか申請がありません。 申請があった場合の許可の根拠としては、瀬戸市都市公園条例第４条（行為の制限）に基づき、「都市公園において、行商、募金その他これらに類することをしようとする者は、市長の許可を受けなければならない」としているため。	行政財産を目的外使用させる場合の使用許可条件を基本として、都市公園の使用許可条件を内規により定め、その条件を「別紙による」として付しています。その他、下記条件を必要に応じて付します。 ・本許可に関する苦情・事故等については申請者において責任をもって対応すること。 ・使用の際は、一般使用者に配慮すること。 ・安全対策を徹底すること。 ・火は使用しないこと。 ・出入口の施錠を怠らないこと。 ・芝生広場内においては、車の乗り入れを行わない等芝生を保全すること。	

議題３　都市公園内のキッチンカー（物販等）の出店許可について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）ｲﾍﾞﾝﾄ以外でのｷｯﾁﾝｶｰ（物販等）の許可の有無	許可している場合		許可していない場合
		その根拠	許可条件	その理由
半　田　市	許可している	都市公園法の第１条（目的）において、　「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とされており、公共の福祉の増進とは「個人の個別的利益に対して、多数の個々の利益が調和したところに成立する全体の利益」となっています。「売店」は都市公園法において公園の便益施設として定められており、便益施設とは、修景施設や休養施設等、本来都市公園の効用を発揮する施設に対して、公園利用者の利便に供することを目的とされています。つまり、キッチンカーや屋台などは、一時的便益施設と考え、公園利用者のための飲食類の販売などは認められると考えます。なお、衣料品や化粧品など公園利用に関係のないものは都市公園の効用に関係がないので、「売店」という名目の下、安易に認めるようなことがあってはならないと考えます。	【特記事項】 〇一般の公園利用者も利用するため、行為面積は公園全体の2/3までとすること。公園の1/3以上は一般の公園利用者が利用できるようにすること。 〇使用後は施設の整備及び清掃を行い、空きビン・空きカン等は申請者が持ち帰ること。 〇苦情等があった場合は、申請者の責任で対応すること。 〇自治区及び近隣住民等と協議すること。	
春 日 井 市	許可していない			公園内で私益を目的として行う販売行為は認めていないため。
豊　川　市	許可していない			不特定多数が利用できる都市公園において、特定の個人又は法人に、営利活動目的で許可を出すのは問題があると考えるため。
津　島　市	許可している	津島市都市公園条例第３条第１項に定めのある通り、許可があれば行商を行うことができる。	公衆の利用に影響を及ぼさないこと。 （申請書を提出すること。）	
碧　南　市	許可している	碧南市都市公園条例第５条（行為の制限）第１項第１号に定める”物品の販売”に該当する行為とし、都市公園等２箇所に限定して許可をしている。	碧南市臨海公園・港南緑地におけるキッチンカー出店内規による。 主な許可条件は次のとおり。 (1) 公的機関の定める自動車による食品営業許可証がある者 (2) 食品営業許可証に記載された営業の種類が、飲食店営業、菓子製造業等であること。 (3) 食品衛生責任者等資格を有する者 (4) キッチンカーを保有又は保有する計画がある者 (5) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者 (6) 適切なゴミ処理（残飯類及び液体類）及び販売後、キッチンカー周囲のゴミ（包装類）回収を行える者 (7) トラブル、キッチンカー利用者からの問い合わせ及びクレーム等に対して、対応が可能であること など。	
刈　谷　市	許可していない			単独でのキッチンカー等の出店は、都市公園をその用途以外に使用するという禁止行為に該当すると考えているため許可していないが、指定管理者が常駐している公園では自主事業として実施する場合に限り許可している。

議題３　都市公園内のキッチンカー（物販等）の出店許可について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）ｲﾍﾞﾝﾄ以外でのｷｯﾁﾝｶｰ（物販等）の許可の有無	許可している場合		許可していない場合
		その根拠	許可条件	その理由
豊　田　市	許可している	豊田市都市公園条例第５条の４	次の要件をすべて満たします。 ア　保健所の発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。 イ　営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。 ウ　保健所が認定した食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。 エ　出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。 オ　過去３年以内に同種の業務の実績を有している者であること。 カ　保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。 キ　移動販売車を使用するときPL保険に加入していること。 次の事項をすべて遵守します。 ア　移動販売車、露店の設置スペースは禁煙としていただきます。 イ　法令が定める申請･届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。 ウ　設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。 エ　出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。 オ　酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び本市が不適当と判断したものは販売できません。ただし、酒類は本市の指示により販売できる場合もあります。 カ　調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。 キ　車両進入口は鍵付き車止めがあり車両が進入できません。申し込んだ営業当日までに公園緑地つかう課窓口で鍵を受け取り、ご自分で車止めを外してお入りください。営業終了後は車止めを設置の上、鍵をかけて原形復旧し公園緑地つかう課窓口まで鍵を返却してください。数日間を連続して出店する場合も、その日の営業終了後は毎日鍵をかけて原形復旧してください。 なお、土日祝日は鍵の受け取り、返却ができません。土日祝日に営業するときは、余裕をもって鍵をお受け取りください。 ク　地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがあります。 次の場合は損害賠償します。 ア　出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。 イ　出店者は、出店場所の使用に当たり、豊田市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。 ウ　出店に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本市は、その責めを負いません。	
安　城　市	許可していない			イベントでの出店は、主催者の責任において出店の取りまとめを行っており、主催者の申請を許可しています。その際には、消防の届出や食品営業許可などが必要な場合も主催者に確認を依頼しています。個別の出店については、出店に際してのルールなど作っていないため、今のところ申請を受け付けていません。
西　尾　市	許可している	西尾市都市公園条例	他の利用者に迷惑にならない事	

議題３　都市公園内のキッチンカー（物販等）の出店許可について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）ｲﾍﾞﾝﾄ以外でのｷｯﾁﾝｶｰ（物販等）の許可の有無	許可している場合		許可していない場合
		その根拠	許可条件	その理由
蒲　郡　市	許可していない			公園内での物品の販売については条例上規定があるため、キッチンカーの導入については可能だと思われる。しかしながら、公園内の利用ルール及び運営ルールが確立されていないことから、現時点ではお断りをしている状況である。今後、社会実験の実施を予定しており、その知見よりルールを確立し、今後は導入を図っていきたいと考えている。
犬　山　市	許可している	市内地区公園１ヶ所（犬山ひばりヶ丘公園）のみ行為許可として許可している。 【都市公園条例】 （行為の制限） 第３条　都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 （１）　物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 【都市公園条例施行規則】 （都市公園における行為にかかる許可申請書の様式等） 第４条　条例第３条第２項の規定により、都市公園内における同条第１項各号に掲げる行為について市長の許可を受けようとする者は、都市公園内行為許可申請書（様式第５）を提出しなければならない。	条件としては、市独自の要領「都市公園内における物品販売事業者募集要領」に基づき、都市公園内行為許可申請書とあわせて誓約書、添付書類の提出を必須としている。 誓約書内容は以下のとおり。 １　都市公園内行為許可申請書の提出に際し、都市公園内における物品販売事業者募集要領(以下「要領」という。)について十分理解し、承知の上で申請します。 ２　要領第７条のただし書きに定めるものには該当しません。 ３　要領第９条に定める利用条件を遵守します。 ４　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。 ５　犬山市ホームページ等に本事業に係る利用者名、利用実績等の情報を掲載することに同意します。 ６　利用に係る問い合わせ、苦情、第三者に生じた事故等については、犬山市に報告するとともに全て自らの責任において対応します。	
常　滑　市	許可していない			申請がなく、実績がないため。
江　南　市	許可していない			
小　牧　市	許可している	都市公園条例の行商行為として許可している。	１　市民四季の森敷地内におけるキッチンカー出店事業者募集要領を遵守すること。 ２　出店日当日は、関係者入り口から進入し、事務所（管理棟）にて使用料の支払い済み納入通知書兼領収書を提示のうえ通行許可書を受け取ること。 ３　事前に出店場所の現地確認をすること。 ４　園内で車両を移動させる場合はハザードランプをつけ、時速10㎞以下で走行すること。また補助員１人がいる場合は、歩行にて安全確認すること。 　なお、補助員がいない場合は、午前９時から午前９時３０分の間に搬入し、午後５時３０分から午後６時の間に搬出すること。 ５　使用済み容器等の廃棄物については、出店事業者がゴミ箱を設置することで回収し、処分すること。 ６　使用後の清掃を行い、出店場所を清潔に保ち、ゴミについては必ず持ち帰ること。 ７　汚水及び油等の処理は各自で行うこと。 ８　強風等の悪天候により事故の恐れがあると認められる場合及び新型コロナウイルス感染症の感染状況等により当事業の実施が不適切であると考えられる場合、出店の中止を命ずることがある。	
稲　沢　市	議題提出市	議題提出市	議題提出市	議題提出市
新　城　市	許可していない			これまで民間からの要望等ありません。 　本市の管理する都市公園は街区公園レベルのものしかなく、規模が小さいため需要がないものと思われます。

議題３　都市公園内のキッチンカー（物販等）の出店許可について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）ｲﾍﾞﾝﾄ以外でのｷｯﾁﾝｶｰ（物販等）の許可の有無	許可している場合		許可していない場合
		その根拠	許可条件	その理由
東　海　市	許可していない	－	－	個別で複数の申込みがあると管理しきれないため、公共及び町内会からのイベント時の申請により許可している。 本市も賑わい創出のために、民間企業からの積極的な提案があったら、許可の方法を検討したい考えである。
大　府　市	許可している	大府市都市公園条例　第３条（１）（行為の制限）	大府市都市公園条例の行為の制限において、行商の行為は市長の許可を受けなければならいため、事業者からの許可申請に基づき許可して実施している。	
知　多　市	許可している	知多市都市公園条例内で行為を制限されているが、市長の許可を得ることで出店可能。 商工会会員、市内業者の支援などを目的にしている。	（１）　ゴミ等の処理は、申請者で行うこと。 （２）　他の公園利用者に迷惑とならないよう音等には注意すること。 （３）　第三者に被害を及ぼした場合は、申請者で処理すること。 （４）　その他別紙許可条件によること。	
知　立　市	許可している	都市公園条例第4条　原則禁止行為であるが市長の許可を受けた場合は許可している。	許可条件は、地元または市が支援する市民団体活動の場合	
尾 張 旭 市	許可していない			本市の都市公園条例に物販等に関する規定がないため。
高　浜　市	許可していない			本市では、都市公園条例に基づき行商に係る行為及び用途外使用として、イベント以外でのキッチンカーの出店は認めておりません。
岩　倉　市	許可していない			本市においては、街区公園のような小規模な公園が多く、公園の利用に支障をきたすため許可をしていない。
豊　明　市	許可している	公園の賑わい創出となるため	収益を目的としていない。売上を全額寄付、出店経費に充当する、NPO法人の場合。公共団体、指定管理者によるものは例外として許可しています。	収益を目的としているものは許可していません。少額でも利益が発生する場合や経費として相応しくないスタッフ飲食代、交通費、今後の活動費などに充当する場合も許可しておりません。
日　進　市	許可していない			条例等では営利目的の行為だからという理由では禁止していないが、公園の公共性から原則認めていません。（内規）
田　原　市	許可していない			個別にキッチンカーの出店を認めると、継続的に公園を占用され、公園の利用に支障をきたすおそれがあることから、認めていない。
愛　西　市	許可している	愛西市都市公園条例（許可実績ないが許可は可能である。）	第２条　都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第６条第１項又は第３項の許可を受けた者については、この限りでない。 （１）　行商、募金その他これらに類する行為をすること。 （２）　業として写真又は映画を撮影すること。 （３）　興行を行うこと。 （４）　展示会その他これらに類する催しを行うこと。 ２　前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 ３　第１項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。 ４　市長は、第１項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第１項又は第３項の許可を与えることができる。 ５　市長は、第１項又は第３項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。	

議題３　都市公園内のキッチンカー（物販等）の出店許可について（稲沢市提出）

市名	回答			
	（１）ｲﾍﾞﾝﾄ以外でのｷｯﾁﾝｶｰ（物販等）の許可の有無	許可している場合		許可していない場合
		その根拠	許可条件	その理由
清　須　市	許可している	清須市都市公園条例第３条１項１号の物品の販売にあたること。また、市政推進委員から要望書が提出されていることから、同第４項１号の公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすとは認められないため、許可可能。	①対象の公園周辺に生鮮食品を販売する店舗がないこと。 ②生鮮食品などの生活必需品を販売していること。 ③許可時間は子供の利用が少ない時間帯（おおむね平日の午前中）。 ④雨天時などで地面が荒れた場合は現状復旧すること。	
北名古屋市	許可していない			現在まで事例なし （これまでにそのような申請はありませんが、申請があった場合は北名古屋市都市公園条例に基づいて判断します。）
弥　富　市	許可していない			現状、市内の都市公園において、キッチンカーの出店について相談を受けた事例はなく、許可実績はありませんが、弥富市の都市公園条例の禁止事項にキッチンカーの出店は含まれず、今後、出店希望があれば、内容を確認し、許可を検討することとなります。
み よ し 市	許可していない			現在は許可の条件等の整理ができていないため
あ　ま　市	許可していない			あま市都市公園条例第２条より行商、募金その他これらに類する行為をすることは市長の許可を受けなければならないと記載しておりますが市としては都市公園法第７条に該当する事項のみ占用を許可しております。また、あま市都市公園条例第４条より火気の使用や他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑となる行為は禁止しているため、都市公園内でのキッチンカーの出店許可はしておりません。
長 久 手 市	許可している	【みどりの推進課】地域活動の場合のみ許可を与えることができる。長久手市都市公園条例第４条第６項より条件を満たす場合は場所を指定することで車馬の乗り入れが可能であること及び長久手市都市公園行為許可基準取扱要領第３条第１項より地域活動として行う、物品販売、募金その他これらに類する行為は許可を与えることができるため。	【みどりの推進課】平日は午前８時から午後３時まで。土日及び祝日は市の行事または地域全体の行事に限り許可を与えることができる。	【たつせがある課　段の上ふれあい広場】キッチンカーを駐車するスペースがないため。 【たつせがある課　中央２号公園】単純なキッチンカーの出店というものに対しては許可をしていません。ただし、長久手市に（現在または今後）関わりを持つ個人、団体等が賑わいを出すことを目的とする行為（主にイベント）であれば、キッチンカーの出店は許可しています。 【生涯学習課】イベント以外で今までに出店の相談をされた案件はありません。相談があれば、許可はできる案件だとは考えています。長久手市都市公園条例第２条第１項第１号（物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。）に該当するため。許可した場合、同条例第９条に基づき、１日あたり1,100円の使用料を徴収することになります。